

日医発第328号(保68)  
平成21年7月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

DPCにおける診療報酬明細書のコーディングデータの取扱いについて

DPCにおける診療報酬明細書につきましては、DPCに係る制度運用の改善として、DPCにおける診療報酬明細書の提出時に包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報(以下、「コーディングデータ」という。)を加えることが平成20年度診療報酬改定の際に決定され、平成21年1月診療分以降の明細書より実施されているところであります。

(平成20年10月29日付け日医発第787号(保168)によりご連絡済み)

具体的な取扱いとして、コーディングデータは電子媒体にて提出すること等が示されておりましたが、今般、厚生労働省より、診療報酬明細書をオンラインにより送信しているDPC対象病院の利便性を考慮し、平成21年6月診療分(7月請求分)よりコーディングデータもオンラインでも送信できる旨、通知が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. DPCにおける診療報酬明細書のコーディングデータの取扱いについて

(平21.6.22 保医発第0622002号 厚生労働省保険局医療課長通知)



保医発第 0622002 号

平成 21 年 6 月 22 日

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

御中

厚生労働省保険局医療課長



DPCにおける診療報酬明細書のコーディングデータの取扱いについて

標記については、平成 20 年 10 月 10 日保医発第 1010001 号により、電子媒体にて提出することとされているところであるが、今般、診療報酬明細書をオンラインにより送信しているDPC対象病院の利便性を考慮し、平成 21 年 6 月診療分（7 月請求分）よりコーディングデータもオンラインにより送信できることとしたので通知する。